

第1回（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設立説明会 議事録

○開催日時

令和2年11月27日（金）午後7時～

○開催場所

矢田コミュニティ会館 集会室

○出席者

10 学童保育所	32名
大和郡山市学童保育連絡協議会（以下、「市連協」）	1名
こども福祉課	3名

○次第

- 1 開 会
- 2 開会のあいさつ
- 3 運営協議会の説明
(1) 大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会の設立に向けて
(2) 厚生労働省「令和3年度概算要求の概要等について」
- 4 質疑応答
- 5 閉会

○議事

- 1 開 会
～市連協及びこども福祉課出席者の紹介～
略

- 2 開会のあいさつ
略

- 3 運営協議会の説明
～「大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会の設立に向けて」の説明～
別紙「大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会の設立に向けて」の資料に基づき説明を行う。

～厚生労働省「令和3年度概算要求の概要等について」の説明～
別紙「令和3年度概算要求の概要等について」の資料に基づき説明を行う。

4 質疑応答

- 出席者A : 公設民営である運営協議会方式の放課後児童クラブを目指すとのことですが、公設公営による運営を希望する声も聴きます。公設公営の運営はできませんか。
- 市 : 今日まで学童保育所は公設民営による保護者会での特色ある運営が行われてきた経緯があります。公設公営になりますと画一的な運営になることや市の財政負担が大きくなるといった問題があるので、公設公営での運営は難しいです。
- 参加者A : 市の負担は増えるのですか。
- 市 : 支援員の方の雇用が市の雇用となる等増えると考えられます。
- 参加者B : 運営協議会設立に向けた主体は市ですか市連協ですか。
- 市 : 長年に渡る市連協からの要望を受けて、今回協力して共に説明会を開催させていただきました。
- 参加者B : 運営協議会に加入するには、市連協に加入しなければなりませんか。
- 市 : 加入する必要はありません。
- 参加者B : 樫原市では運営協議会に加入するよう市が強く呼びかけていると聞きましたが、大和郡山市が責任を持って各学童保育所に運営協議会に加入することを強制できませんか。
- 市 : 現在、学童保育所は保護者会で運営されており、今後も保護者会による運営を希望する学童保育所がございます。そのため、市が一方的に民営組織の経営権を取り上げることはできません。しかし、保護者の負担が大きいとの声を受け、負担を減らすため、市も主体的に関わり設立するので、加入についても呼びかけてまいります。
- 参加者C : 運営協議会方式になることで学童保育所に係る補助金は増えるのですか。
- 市 : 各学童保育所に対する補助金は増えませんが、市として運営協議会の運営に要する費用の分が補助金として発生します。
- 参加者D : 会計事務負担の軽減について、各学童保育所に市の職員が会計事務に直接関わることで負担の軽減を図るのですか。それとも運営協議会の事務局が会計事務を行うことで軽減を図るのですか。
- 市 : 運営協議会が会計事務を行うことで負担軽減を図る予定です。

参加者E : 橿原市は運営協議会方式になったことでイベント代の補助がなくなったと聞きました。大和郡山市でも運営協議会方式となると同じようになるのですか。
市 : 運営協議会方式になったとしても、現在の学童保育所の特色を生かした運営は変わらないようにしたいと考えています。

参加者E : 各学童保育所でイベント代に違いがありますが、統一されるのですか。
市 : 運営補助金として各学童保育所に交付する1人当たりのおやつ代や消耗品費、イベント代は一律になるので、各学童保育所が運営補助金の範囲で工夫してやり繰りしていただく予定です。

参加者F : 運営協議会に加入した学童保育所は、保育料や支援員の給料は統一されますか。
市 : 統一されます。そして、毎年適正であるか見直しを行う予定です。

参加者F : 支援員の採用面接は運営協議会が行いますか。
市 : 運営協議会が行う予定です。

参加者F : 支援員は社会保険に加入しますか。
市 : 勤務時間等の加入資格を満たした方については、加入していただく予定です。

参加者F : 開所時間や開所日数も見直しますか。
市 : ニーズに見合うよう見直す予定です。

参加者G : 以前は市連協に入らないと運営協議会に加入できないと聞いていましたが、違いますか。
市 : 市連協は協議をするきっかけの場であり運営協議会とは異なるので、市連協に加入しなくても運営協議会に加入することはできます。

参加者B : 運営協議会設立に向けて、各学童保育所の保育料や開所時間等のデータを市は提供できますか。例えば、現在の各学童保育所の保育料はいくらですか。
市 : 保育料は最高で7,500円、最低で4,000円です。
保育料や開所時間等の学童保育所のデータ提供は、個人情報ではないので提供が可能です。また、国の調査にも大和郡山市の学童保育所のデータを提供しているため、国から一般に公開されているデータも運営協議会設立に向けて参考にできると思います。

- 参加者H : 国の補助金の交付要件にはどのようなものがありますか。
- 市 : 「令和3年度概算要求の概要等について」の放課後児童クラブ関係予算のポイントに記載されているとおり国から補助金が交付されます。
補助金の要件としては、社会的ニーズが増えている部分であり、例としては、年間250日以上の開所や延長保育を19時まで行う、土曜日の開所、長期休暇中の8時間以上の保育、早朝保育等も含まれます。
- 参加者H : 早朝保育は何時からのことをいうのですか。
- 市 : 何時からとの定めはないですが、他市では午前7時から行っている学童保育所もあると聞いています。早朝保育の時間といった部分は、これから皆さんと話し合っただけで決めていくことになりませんが、現在ニーズのあることについては満たせるようにしていきたいと思います。
- 参加者F : コロナウイルスの感染が広がっていますが、今後の協議はどのように行っていくますか。各学童保育所で1名程度の委員を決めて小規模な会合を行うのはどうでしょうか。
- 市 : 今回の説明会の開催にあたり、案内を送らせていただいた1ヶ月前はコロナウイルス感染症がここまで拡大することを想定できませんでした。今回は開会させていただきましたが、今後はこのような多くの方を集めての説明会の開催も危ぶまれますので、1月以降の協議は、1つの方法としてインターネットを利用したパブリックコメントを考えています。
インターネットなどを利用しパブリックコメントのように広く意見を集う方法がいいという方はいらっしゃいますか。
→2名挙手。
: 少数での協議を望む方はいらっしゃいますか。
→5名挙手。
: それ以外の方はどういった方法がいいと思われますか。
- 参加者B : 保育料等は保護者会で給料等は支援員でそれぞれの関わる事項で切り離して行う方法はありますか。
→7名挙手
- 参加者A : 支援員の給料は保護者が負担する保育料で賄われている等、各事項は保護者と支援員の相互に関連するので、切り離して協議することはできないと思います。
- 市 : 今後の協議方法は、一度に持ち帰り検討し、後日お知らせいたします。

- 参加者 I : 補助金は国の基準に見合うようにしますか。
- 市 : 現在、国の要綱に基づく補助金は各学童保育所に直接交付されていません。
国の要綱に基づく補助金が国から市に交付され、市独自の要綱に基づく補助金を各学童保育所に交付している状態です。そのため、学童保育所の開所日数が年間 200 日でも 250 日でも学童保育所に交付される補助金額に差はありません。しかし、国の要綱に基づいて補助を行えば、開所日数が 200 日の学童保育所への補助金は減少することになります。補助金を国の要綱の基準に切り換えるかは未定ですが、国からの補助金を活用できるよう、子ども達のために改善できるところは改善していけるような運営協議会を目指したいと思います。
- 参加者 B : 現在支援単位を分割しても、補助金が 6 割程しかもらえていないのはなぜですか。補助金が満額交付されれば学童保育所の事務費も十分賄えるので、保護者会で運営できると思います。
- 市 : 現在まではそのような状況でありましたが、必要な分を補助できるように考えています。ただし、運営協議会の設立は保護者の負担が大きいという声が多数あり、この点の解消を主としているので、補助金が満額出ることと運営協議会の設立は別問題であると考えます。
- 参加者 A : 運営協議会への参加の意思表示はいつまでにすればいいですか。
- 市 : スケジュール通りにいけば、令和 3 年 8 月には一度参加の申し出は締め切ることとなります。しかし、このスケジュールは予定であり、協議が不十分であれば、運営協議会の立ち上げが遅れることも考えられます。ただし、こども福祉課としては、5 年先 10 年先と冗長になってしまうのは望ましいことではないので、できるだけ早く運営協議会を立ち上げたいと思います。
- 参加者 J : 国の要綱に切り替わった場合、国の補助金を受け取るための手続きは煩雑であると聞きましたが、運営協議会に入らなければ、学童保育所が手続きを行わなければなりませんか。
- 市 : 今まで通り保護者会で手続きしていただくこととなります。

- 参加者K : 運営協議会方式になることによって保護者会運営の負担軽減や支援員の待遇改善が図れるのは理解できますが、自身の所属する学童保育所では最も大きな問題として学童保育所のスペースが狭いというものがあります。運営協議会に加入しても増築等の要望は保護者会が主体となって行っていくのですか。
- 市 : 各学童保育所の意見をとりまとめた運営協議会とともにこども福祉課としても児童1人当たりの専用区画1.65㎡未満を解消できるよう小学校等、各種方面と引き続き協議を行っていきます。
- 市連協 : 現在市連協の代表者として市に児童1人当たりの専用区画1.65㎡未満の学童保育所について支援単位の分割を計画的に進めていくよう要望しています。また、個人的にですが、運営協議会が設立されたら施設整備や支援単位の分割は優先順位を決めて透明性を持って公正に市と協議できるような組織にしていくように働きかけています。
- 市 : 現在、児童1人当たりの専用区画が1.65㎡未満の学童保育所は、郡山北学童保育所、片桐西学童保育所、平和学童保育所、筒井学童保育所、昭和学童保育所、郡山南学童保育所ですが、今年度に郡山北学童保育所が創設され、昭和学童保育所は余裕教室利用により、解消される見込みです。
増築やプレハブによる支援単位の分割は、耐震性や児童福祉法上の制限があり、また、創設の場合は設計を含め年単位の時間を要し、調整区域となれば、さらに時間を要するので、国の新放課後子ども総合プランに基づき、現在の問題に速やかに対処するため、余裕教室の利用を主として小学校等、各種方面と協議しています。

5 閉会